

第 15 章 対象鉄道建設等事業の実施に当たり必要な許認可等の種類

対象鉄道建設等事業の実施に当たり必要な主な許認可等の種類は、表 15-1 に示すとおりである。なお、申請者は鉄道営業主体であり、許認可担当機関は国土交通省である。

表 15-1 対象鉄道建設等事業の実施に当たり必要な許認可等

必要な許認可等	根拠法令
鉄道施設の変更	鉄道事業法 第 12 条